

2017年度事業計画

自 2017年4月 1日

至 2018年3月31日

公益財団法人 日本財団

目 次

1. 方 針.....	2
2. 事業計画.....	4
2.1 船舶等振興業務	
2.1.1 補助事業.....	4
(1) 海洋船舶関係事業	
(2) 公益・福祉関係事業	
2.1.2 協力援助事業.....	7
2.1.3 情報公開事業.....	8
2.1.4 調査研究事業.....	8
2.1.5 社会変革推進事業.....	8
2.1.6 寄付文化醸成事業.....	9
2.1.7 ビル運営事業.....	9
2.1.8 貸付事業.....	9
2.2 船舶等振興業務以外の業務	
2.2.1 造船業等復興支援事業.....	11
2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における 紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業.....	11
2.2.3 国立ハンセン病資料館等運営事業.....	11
2.2.4 海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査 並びに人材育成プログラム構築事業.....	12
2.3 収益事業	
2.3.1 施設貸与事業.....	13

1. 方針

当財団の活動の源であるモーターボート競走事業の売上げは、関係者の特段の努力により、2015年度に8年ぶりとなる1兆円の台に達し、2016年度も4.4%程度の増加が見込まれている。当財団はモーターボート競走法により指定された船舶等振興機関であり、また公益財団法人であることの責務として、資金の効率的活用を図りつつ、「みんながみんなを支える社会」を実現すべく、ソーシャルイノベーションのハブとして、市民、非営利法人、企業、政府、国際機関などと連携し、公益活動をこれまで以上に展開させていく。

2017年度は、民の立場で公の仕事を実践する存在として、国民が海へ想いを馳せる事業をより一層推進していくとともに、少子化問題を見据え、子どもたちをとりまく課題への取り組みを実施する。また、2020年に開催を控えた東京パラリンピックを念頭にパラリンピックムーブメントの推進を行うなど、官民との連携を図りながら、よりよい社会に向かう変化への引き金の役割を果たす。

また、当財団は東日本大震災以降、多くの企業や個人からの寄付を受け入れるとともに、企業及びNPOと連携し、社会貢献活動を促進させてきた。今後も、引き続き企業、NPOとの連携を強化し、わが国における寄付による社会貢献活動の活性化を図る。

さらに、外務省より事業の担い手として選定されたミャンマー少数民族武装勢力支配地域への支援事業等、船舶等振興業務以外の業務にも引き続き取り組んでいく。

2017年度の事業計画及び収支予算は、こうした認識に立って2016年12月に策定した「事業計画及び収支予算作成の基本方針」に基づき作成及び編成した。

業務の遂行に当たっては、透明性と公正性を一層高め、活動理念を見据えながら、7つの活動指針を遵守する。

活動理念

痛みも、希望も、未来も、共に。

Share the pain. Share the hope. Share the future.

一つの地球に生きる、一つの家族として。

人の痛みや苦しみを誰もが共にし、

「みんなが、みんなを支える社会」を日本財団はめざします。

市民。企業。NPO。政府。国際機関。

世界中のあらゆるネットワークに働きかけます。

知識・経験・人材をつなぎ、

ひとりひとりが自分にできることで社会を変える、

ソーシャルイノベーションの輪をひろげていきます。

7つの活動指針

① Discover

私たちは、世の中の変化を兆しのうちに発見し、
新たな問題解決にいち早く取り組みます。

② Prioritize

私たちは、「いま、どこで、何が求められているか」を常に把握し、
最も優先すべきニーズにこたえます。

③ Be creative

私たちは、前例にとらわれず、あらたなプロジェクトを創造し、
社会をよりよくする新しい仕組みをつくります。

④ Do it now

私たちは、失敗を恐れることなく、
あらゆる問題に対して速やかに決断し、行動します。

⑤ Be open

私たちは、常にオープンに情報を開示し、社会の声をとりいれ、
開かれた組織でありつづけます。

⑥ Grow

私たちは、常に自らを評価し、自らを教育していくことで、
ソーシャルイノベーションを生みだしていく能力、活動の質を高めます。

⑦ Expand networks

私たちは、問題意識をもつ人々や団体との
ネットワークをひろげ、つなぎ、社会に大きなうねりをつくります。

2. 事業計画

2.1 船舶等振興業務

2.1.1 補助事業

事業計画策定に当たり、新規事業については、目的、計画の具体性、実施の方法と体制、成果の見通し等について多角的に審査した。さらに新たな視点に立って時代や社会の変化に即した民間主導の独自性のある事業については特に配慮した。

継続事業については、社会情勢に対応する事業の役割と期待される成果を勘案して、その必要性を再確認し見直しを行った。

また、事業年度開始後に実施の必要が生じた事業に対応するため、年度内募集を実施する。

なお、本事業は「1号交付金補助業務規程」「2号交付金補助業務規程」に基づき実施する。

(1) 海洋船舶関係事業

わが国の造船・船用業界は、海運市況の低迷により、新造船需要が低迷していたが、2016年11月頃より、米国新政権への期待の高まりから、為替が円安に振れ、株価の上昇もみられるなど明るい兆しも見えてきており、造船市場の回復も期待される。しかし、テロによる国際情勢の不安感や英国のEU離脱など世界を取り巻く状況の変化については、今後も注視していく必要がある。また、世界と比較して遅れをとっている海底資源探査、掘削等の海洋開発分野における人材育成も喫緊の課題となっており、2016年10月に設立した日本財団オーシャンイノベーションコンソーシアムを核とした取り組みの加速・推進が急がれる。

一方、国内の海洋政策に関しては、2007年に海洋基本法が施行され、その実施計画である海洋基本計画の見直しが2013年に行われた。さらには、まち・ひと・しごと創生総合戦略2015が策定され、地方創生や地域再生に関する取り組みが活発化しているが、沿岸域の総合的管理体制の構築にはしばらく時間がかかりそうである。特に、地域における体制や連携を構築し、持続するためには、地方行政も含めて地域資源を持続的に循環する仕組みをどのようにして構築するかが重要な課題となっている。また、2016年12月に出された文部科学省中央教育審議会からの次期学習指導要領改訂の答申において、社会における記述の中で海洋国家と明記されるなど、海洋教育を取り巻く政策的環境が整いつつある中、教育現場の対応や準備、カリキュラムや実践例の充実が急がれる。

海外に目を向けると、法の秩序に基づく海洋管理の実現に向けた体制構築が求められているが、ますます活発化、拡大する海上交通、エネルギー資源や漁業資源等を巡る問題は複雑化している。この状況に対応するためにも、海上保安等における国際協調体制の強化や問題解決に向けた取り組みのさらなる促進が期待されている。海洋環境面では、船舶排出ガス等の従来からある海の上の環境問題だけでなく、マグロやうなぎのような日本

人にとって馴染み深い魚が国際社会での議論の対象とされることに代表されるように、水産資源管理等の海の中の問題への対応が今後ますます重要となってきた。また、わが国の周辺海域では、大陸棚の延長や領海問題など、近隣諸国との関係性も含めて対応が求められる課題が山積している。

このように国際海事社会が直面している海洋の諸問題については、個々の政府による一方的、単一的な措置のみで対処するのは極めて困難なことであり、IMO などの国際機関を中心とした各国協働による対策や民間との連携を促進するとともに、共通の課題解決に向けた仕組みづくりにも取り組まなければならない。また、複雑化する海洋問題に対応していくために、国際社会で活躍できるよう教育・訓練された人材の育成を量的にも質的にも促進するとともに、ネットワークを構築、活性化していく必要性が、世界全体としても国内としてもともに高まっている。

次世代に豊かな海を引き継ぐためには、国の内外において、海洋の総合的管理の視座のもと、学校教育における海洋教育の普及促進から国際的課題に的確に対処できる人材の養成まで連動した人材育成や、海洋の利用と環境保全の調和を図る活動や産官民学等の多様な関係者との連携を推進するとともに、海と日本プロジェクトや海の日行事等の動きも含めた各種制度構築や社会的な環境整備を行う必要がある。

これらを踏まえ、2017年度も引き続き、多様な分野、関係者の「つながり」を創りだすことを意識した上で、下記に掲げる支援の柱に沿って事業展開を図る。

1) 海と船の研究

世界的に高まる環境問題に対応する技術の研究開発や国際基準等の作成、海外における積極的な情報収集や海洋開発分野をはじめとした人材育成等、産業基盤の強化を図るための活動

2) 海をささえる人づくり

- ア. 国際機関や研究機関等との連携をとりながら、国際的な海洋問題に効果的に対処するために必要な知識、能力を持った人材の育成やネットワーク構築を図るための活動
- イ. 大学における学部横断による学際的な講座の設置など、海洋に関する総合的な教育及び研究を推進する活動
- ウ. 地球規模で進行する漁業資源の減少などに対処するために必要な、総合的、持続的な資源管理の取り組み

3) 海の安全・環境をまもる

- ア. わが国の「海洋基本法」の制定に伴い、「海に守られた日本から、海を守る日本」に向けて、陸からの視点ではなく海からの視点に基づく総合的な海洋政策の立案・実行を積極的に推進し、支えるため

の民間の活動

- イ. 国際的な安全管理体制を促進させる事業など、航行安全、海洋環境保全等に関わる諸問題に取り組む活動

4) 海と身近にふれあう

- ア. 生活を取りまく様々な場や機会を利用して、次世代を担う子どもたちを中心に、海への関心を高めるとともに、海と関わる行動へとつなげるための活動
- イ. 学校や博物館等の教育機関や自治体等の多様な地域関係機関との連携により実施する海や船に関する事業や体験学習等を通じた理解促進活動
- ウ. 海とともに暮らしてきた人々の生活文化や技術を後世に継承するための活動や地域の発展を目指す持続可能な活動

5) 海洋教育の推進

- 海洋基本計画に基づきわが国の初等中等 教育における海洋教育を広く推進する活動

(2) 公益・福祉関係事業

国や地方自治体の厳しい財政状況や人口減少、高齢化、少子化など、変革期を迎えた日本はたくさんの課題を抱えており、またこれらの社会課題は刻々と複雑化し、細分化している。

わたしたちはこのような状況に素早く対応しながら、「公」の仕事を「民」の立場で行うハブとして、助成先とのパートナーシップを通じて、個性豊かで活力に満ちた、みんながみんなを支える地域社会を作り出すことを目指し、2017年度は以下に掲げる「支援の柱」に沿って事業を行う。

- 1) あなたのまちづくり（つながり、支えあう地域社会）
 - ア. 障害者や高齢者の地域生活を支える車両の整備
 - イ. 障害者の地域生活や社会参加を支える仕組みづくり
 - ウ. 地域の特色を生かした住民を主体とした新たな地域づくり
- 2) みんなのいのち（一人ひとりを大事にする地域社会）
 - ア. 在宅ホスピス・緩和ケア等の推進
 - イ. 医療依存度の高い子どもと家庭を地域で支える取り組み
- 3) 子ども・若者の未来（人を育み、未来にわたす地域社会）
 - ア. 特別養子縁組や里親など子どもが家庭で暮らすための取り組み
 - イ. 貧困の世代間連鎖を防ぐ施策を実証する取り組み

4) 豊かな文化（豊かな文化を培う地域社会）

ア．新たな手法を取り入れ伝統文化を発展させる取り組み

イ．障害の有無を超えた価値ある芸術作品を、社会に伝え広める取り組み

2.1.2 協力援助事業

本事業は、国内では、主として法人格を有しない非営利団体等を通じて、また海外においては NGO や国際機関を通じて支援を行う事業である。加えて、国内においては災害救援活動の支援も行う。

なお、本事業は「協力援助業務規程」に基づき実施する。

1) 国内においては、対象とする事業の分野は、2.1 補助事業 (1) 海洋船舶関係事業及び (2) 公益・福祉関係事業と同様であるが、協力援助事業においては、より地域に密着したものが特色であり、市民の知恵と工夫を活かした活力ある地域社会をつくりだすことを目指す。

2) 海外においては、貧困、飢餓、疾病、紛争など国境を越えた多くの課題が山積している。日本の国際貢献や民間非営利組織の果たすべき役割が一層期待される中、協力援助事業では、これら地域的・地球的課題を解決し、社会的弱者を救済し、より良き世界、より良き未来を実現するための活動を支援する。

各国政府のみでは解決できない諸課題に対応するには、ニーズを的確に捉えて迅速、柔軟に効率的な支援を国際的に行うこと、そして、有効な解決方法を模索し実践につなげていくには、豊富な知識と経験をもとに活動する人材の育成と人的ネットワークを構築することが重要である。

2017 年度は、以下を 2 本の柱として、国連・国際機関、NGO をはじめとする社会セクター、地域コミュニティなど、多様なセクターの環境の変化に柔軟に対応した取り組みを支援する。

ア．世界の絆（相互理解の促進と国際的ネットワークを構築する事業）

人材育成とネットワークの構築、日本に対する理解促進と日本の持つリソースの活用、日系社会に対する支援、「次世代へ海を引き継ぐ」をテーマにした事業展開など、諸問題を根本から解決し、新たな価値観や文化を生み出すために不可欠な相互理解の促進と国際的ネットワークの構築を目指す。

イ．人間の安全保障（BHN（ベーシック・ヒューマン・ニーズ）を充足する事業）

プライマリーヘルスケアにおける伝統医療の活用、アフリカ等における食糧増産、障害者支援、アジアにおける義手義足の提供及び

義肢装具士の育成、基礎教育の向上、ミャンマー等における平和構築・民主化支援、ハンセン病の制圧及び社会的差別の解消などの事業を通じて貧困、病苦を緩和し、貧しく社会的なハンディを持つ人々が自立し、健やかな生活を送ることがきる社会を目指す。

2.1.3 情報公開事業

本事業は、当財団の活動に関する情報公開を行い、透明性の向上を図るとともに、説明責任を果たすことを目的に行う事業である。ボートレースの交付金が当財団を通じて、世の中のために役立てられていることを周知し、社会に開かれた組織であることを発信していく。

社会の変化に伴い社会課題も多様化、複雑化している。国や地方行政だけでは解決することが困難になる中、当財団は設立以来、ボートレースの交付金を基に、多くの経験とノウハウを蓄積し、世界的なネットワークも構築してきた。さらには企業や個人とも連携を深めることで、社会の変革を促しソーシャルイノベーションのハブとなることを目指し活動している。

本事業は、社会課題の解決に向けた事業やソーシャルイノベーションの機運を高めることを目指し活動を行うものである。2017年度は、テレビや新聞等をはじめとする従来のメディアはもちろんのこと、ウェブサイトやSNSも積極的に活用した広報活動を行い、社会一般から信頼される組織としての認識の拡大及びボートレース事業の理解促進を目指す。

2.1.4 調査研究事業

本事業は、新規事業の発掘並びに補助事業の質的向上を図ることを目的とした調査研究を行うとともに、補助事業の評価を実施するものである。

海洋・船舶関係では、世界的な海洋に関する現状の調査及び課題の探究と国際的な連携の構築・推進を行っていく。

公益・福祉関係では、障害者の地域生活支援に関する調査研究を行う。また、少子化問題を見据え子どもたちをとりまく課題への取り組みを実施する。さらに、WHO、各国政府ほか関係諸機関と連携しながら、ハンセン病未制圧国及び高有病率国を中心に実情調査・国際会議等を実施する。

2.1.5 社会変革推進事業

本事業は、適切な担い手が不在であり早急に取り組む必要のある社会課題に対して、その解決のために、先駆的かつ波及効果の期待できる事業を、補助事業化することを視野に入れつつ、社会のニーズに対応して財団自らが実施するものである。例えば、聴覚障害者向け電話リレーサービス事業では、情報保障が先進国の中では大幅に遅れているわが国において事業モデルを確立させ、具体的な聴覚障害者への支援等を行う。さらに、わが国が推進するミャンマーにおける平和構築を加速させるため、ミャンマー政府・少数民族勢力との間の信頼醸成促進やミャンマー紛争被害者に対する

人道・復興支援のモデル的事業を実施する。また国民の海に対する関心や社会的な機運を高めることを目的として「海と日本プロジェクト」の推進を行なうとともに、持続的な海洋開発の発展に向けて人材育成等に関する事業を行う。

なお、本事業は「社会変革推進業務規程」に基づいて実施する。

2.1.6 寄付文化醸成事業

本事業は、わが国の寄付文化を醸成することを目的に実施する事業である。

少子高齢化や地方創生などの社会課題を解決するため、これまでのように行政のみに頼るのではなく民の持つ力を活かすべく、国内においてさらなる寄付文化の醸成が求められる。

個人の寄付金額は増加の傾向にあるが、欧米諸国と比して依然として低水準であり、また法人による寄付は、受け入れる側の非営利セクターにとって安定的な活動財源になっているとは言い難いのが現状である。

このような現状において、当財団は下記の事業を実施することで、寄付を受ける側のあるべき姿を実践し、寄付の成功体験を提供することにより、わが国に寄付文化を醸成することを目的とした事業を実施する。

なお、本事業は「寄付文化醸成業務規程」に基づき実施する。

- 1) 寄付文化の醸成に向けさまざまなニーズに合った参加しやすい寄付の仕組みの提供
- 2) 寄付者の意向に沿った分野での有効な寄付金活用
- 3) 活動報告及び収支に関する報告

2.1.7 ビル運営事業

本事業は、公益活動を行う団体に低廉な賃貸料で活動スペースを提供する事業である。

当財団を中心に入居団体の協調、情報の共有及び効果的な情報発信を行うことを目的に日本財団ビル、日本財団第二ビルの運営を行う。

2.1.8 貸付事業

本事業は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付けを行う事業である。

造船業界は、一昨年は船舶の各種規制の回避による駆け込み需要の影響もあり、リーマンショック以来の受注量となったが、昨年はこの反動と船腹過剰及び海運市況の低迷から新造船受注量は大幅に減少した。

このような中であっても、一部の中小造船事業者や船用関連事業者では、船台拡張、大型クレーンの設置、工場新築、機械設備の更新等の設備資金

需要がみられた。

そうした状況の中で市場金利の大幅な低下と金融機関の融資競争の激化から貸付制度の利用者が減少してきており、2017年度に金融機関向け貸付金利の引下げと融資利率の上限金利引下げの改定、融資対象者の要件緩和など事業者の制度利用拡大につながる制度の改正を予定している。

この制度改正を通して2017年度においても、造船関係事業者に対し、長期、低利の資金の供給をより幅広く提供していくことにより、経営基盤の強化に資することとする。

なお、本事業は「貸付業務規程」に基づき実施する。

2.2 船舶等振興業務以外の業務

2.2.1 造船業等復興支援事業

本事業は、被災した造船事業者等が集約等による経営基盤の強化を目的として行う被災地域における造船所の施設等の整備に対し、支援を行う事業である。

東日本大震災の被災地域においては、水産業は基幹産業であり、その復興にあたっては、漁船等の建造・修繕を行う造船業の復興が重要である。しかしながら、被災地域の造船業は震災による影響から、以前の能力を回復するには至っておらず、復興にも影を落とすこととなっている。

このような状況において、当財団は、2013年度に復興庁及び国土交通省より、造船業等復興支援事業に係る基金設置法人及び事務局法人に選定され、造船業等復興支援基金（約160億円）を設置した。当財団は、この基金を活用し、被災した造船事業者等に対し、経営基盤の強化を目的に造船所の施設等の整備に対し支援を行ってきた。

しかし、復興にはいまだ十分とはいえないため、引き続き被災地域における造船事業者等の施設等の整備を支援することにより、造船所の復興と経営基盤の強化の両立を図り、被災地域の復興を推進するものである。

2.2.2 ミャンマー少数民族武装勢力支配地域における紛争の影響を受けた人々の生活向上のための事業

本事業は、2013年に当財団が外務省より、ミャンマー少数民族武装勢力の支配・影響を受ける地域における紛争被害者を対象とした生活向上支援事業の担い手として選定されたことから実施する事業である。

2016年3月末より発足した新政権においても国内和平を推し進めているものの、解決しなければならない課題は依然多い。こうしたなか、当財団は、80万人以上いるといわれる少数民族武装勢力地域に居住する紛争被害者に対し、これまで食糧・生活基本物資の支給を実施し、現在は住居等の建設を通じた復興支援事業を推進することで、紛争被害者へ和平の果実を提供しており、引き続きミャンマー政府が推進している少数民族武装勢力との和平及び民主化を促進するものである。

2.2.3 国立ハンセン病資料館等運営事業

本事業は、当財団が厚生労働省から委託を受けて国立ハンセン病資料館及び重監房資料館の管理運営を実施する事業である。管理運営にあたっては、ハンセン病に関するシンポジウム等の開催、公開講座の開催、啓発資料の作成等の業務を行い、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めることを目的とする。

2.2.4 海洋開発技術者育成のための基盤整備及び関連調査並びに人材育成プログラム構築事業

本事業は、当財団が国土交通省より、海洋資源・エネルギー開発に携わるわが国技術者の確保に関する事業の担い手として選定されることにより実施する事業である。加えて、海洋開発関連産業に係る企業からの拠出金による事業も実施する。

本事業においては、海洋開発技術者の確保・育成に向けた、産学官公連携による人材育成システムの構築を目的に、各種調査やセミナーをはじめとしたプログラム開発等を実施する。

2.3 収益事業

2.3.1 施設貸与事業

本事業は、当財団が寄付により受け入れ所有するベルズ原宿ビルを営利目的で事業を行う法人等に貸与する事業である。その収益を公益活動のために活用することを目的として実施する。